

はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会（報告会） 議事録

日時 平成 30 年 6 月 15 日(金) 18:30～
会場 高知市立中央公民館特別学習室
(高知市文化プラザかるぼーと 9 階)

----- 開会 -----

司会：

それでは、定刻になりましたので、ただ今より、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会の報告会を開催いたします。

私は本日の進行を行います、都市計画課の秋元と申します。よろしくお願い致します。

皆さま、本日は夕刻の何かとお忙しい中、また急なご案内にかかわらず、協議会にご参加頂き、誠にありがとうございます。

この度、急なご案内になりましたのは、本日の午前中に 6 月議会の補正予算等について、知事の方から記者発表を行いました。その際にですね、このはりまや工区の工事を再開する判断につきましても表明を致しました。

皆さまには、これまで提言の取りまとめにですね、大変なご尽力を頂きましたので、工事再開の判断を表明した後にはですね、いち早く速やかに皆さんにご報告する必要があると考えたからでありますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

また、有志の会の皆さまには、6 月 12 日付けで提言についての公開説明会の開催を求める申入書を頂きましたので、本日あわせてご案内をしております。

本日の報告会は 1 時間程度を予定しております。

また当協議会は公開としておりますので、会場の入口付近に傍聴席を設けております。

それでは、開会にあたりまして、高知県土木部長の福田よりご挨拶を申し上げます。

高知県土木部長：

みなさん、こんばんは。土木部長の福田でございます。

本日は、委員の皆さま方、ご多忙中のところ、また週末の夕刻のお疲れのところ、皆さま方ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度、5 回の協議会を経て提言をまとめていただきまして、そのご尽力に改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

皆さま方から頂きました提言につきましては、知事の方に会長から報告を頂き、またその際に反対意見があったことも、あわせて報告して頂きました。非常に重い提言であり、また反対意見であったと考えています。

その後 4 月に、まちづくりの主体であります高知市様との意見交換をさせて頂き、市長からのご意見も賜った次第でございます。

その後、県庁の中で知事も入れて、整備のあり方について議論をさせて頂き、本日、知事の記者会見におきまして、この工事の再開について記者会見で表明させて頂いたところでございます。

来週から県議会の 6 月議会が開会を致します。その議案の中に、今回、必要な測量ですとか詳細設計のための予算、補正予算を計上させて頂いているところでございます。

このような方針を表明したという時点で、いち早くお世話になりました皆さま方に、直接ご報告するのが筋であろうということで急遽、ご案内をさせて頂いたところでございます。本当にぶしつけなご案内であったことはお詫びを申し上げますけれども、皆さま方にお世話になった、その報告ということでご容赦願いたいと思います。

今日は残念ながら酒井先生にはご出席頂いておりませんが、個別にご報告をさせて頂きたいと思います。

今日、発表させて頂きました詳細につきましては、この後、都市計画課長から説明させていただきますけれども、知事が判断をいたしました最大の理由は、ここの安全の確保ということでございます。この協議会の中でも交通の状況、自然環境の保全、歴史・文化の保全、まちづくりという4つのテーマについてご議論頂いたわけでございますけれども、一体、この課題について、何をこう最優先にすべきかということのを改めて検討の中で議論した結果、やはりここを通学で使っておられる児童の皆さん、そしてまた渋滞によって脇道の生活道路にも多くの車が、通過交通が流入しているという実態を考えたときに、ここの周辺の安全を確保することが最優先ではないかということで我々も今回の判断をした次第でございます。

今日、この中身についてご説明をさせて頂いた後、皆さまから、コメント、ご意見等いただければ、また知事の方にご報告させて頂きたいと思います。

今回、これで、ものが決まったわけではなくて、当然、事業を進めるためには、予算が必要でございますので、予算につきましては、6月議会で上程をし、我々も議会に対して丁寧に説明をし、理解を求めてまいりたいというふうに考えています。

改めまして、今日は本当に集まっていただきありがとうございます。また、忌憚のないご意見、ご議論いただければ幸いです。今日はどうぞよろしくお願い致します。

司会：

それでは、報告に入る前に傍聴される皆さまへの連絡事項がございます。受付の際に、傍聴する際の注意事項をメモでお渡ししておりますので、内容をご確認いただきまして、ご協力いただくようよろしくお願い致します。

それでは、配布資料の確認をお願いします。上からですね、

資料1 会次第

資料2 出席者名簿

資料3 配席図

資料4 はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会設置要綱

資料5 はりまや工区の整備のあり方

関連資料1 としまして、協議会からの提言及び提言の附帯事項

関連資料2 としまして、高知市からの意見（要旨）

以上の7種類となっております。そろっていますでしょうか。

それでは、お手元ですね、会次第に沿って進めてまいります。

本日は、報告事項が1点となっております。「はりまや工区の整備のあり方」につきまして、事務局より資料5の説明を行います。同じものをスクリーンの方で写しますのでご覧になってください。

事務局（報告事項；資料5）：

はい、都市計画課課長の島田です。

本日、午前中に知事が、はりまや工区の工事再開を表明致しました。その経過、並びに内容、計画につきまして、私の方から報告をさせていただきます。座って報告をさせていただきます。

資料の方をお開き頂きます、資料5の1枚目を開いて頂きます、まず最初にですね、はりまや工区の今回、工事の再開という判断に至ったわけなんですけれども、これまでの経緯についてご報告させていただきます。

はりまや工区につきましては、平成12年に事業着手をしております。江ノ口川よりも北側の部分が主ではございますが、平成15年に工事の着手に至りまして、それから橋梁の工事、そして今回のはりまや工区の所に移ってくるわけでございますけれども、新堀川の水辺空間が大切であるという声が、大体平成17年くらいから高まってきております。そういったことを受けまして、平成20年に、県議会で北側の区間、小学校までの区間は引き続き整備を進めていくけれども、南側については一旦立ち止まってというふうな答弁がございまして、平成23年3月に北側は完成致しました、供用開始を致しましたが、南側については工事を中断しております。

先ほど、平成20年というお話をしましたが、平成20年から、一旦立ち止まるに当たりまして、新堀川的环境調査と交通量調査を開始しております。そういった調査は約10年に渡ってデータが蓄積されてきました。そのデータを基に、新たな検討を再開する時期が来たのではないかというようなことで、様々な立場の方にですね、ご意見を頂くために、このはりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会を昨年6月に立ち上げさせて頂いております。この協議会を、第5回まで会を重ねさせて頂きました。その間、本当に協議会委員の皆さまには、大変お世話になっております。ありがとうございます。

その協議会でございますが、整備のあり方につきまして、広く県民の皆さまの意見を聴く必要があると言う事で、パブリックコメントを2回開催致しましたし、今日もお越し頂いております。「新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会」の方にも、協議会にも参加して頂きます、ご意見を賜っているところでございます。

そういった経過を踏まえまして、今年の2月21日に協議会の方から、知事の方へ提言というのを頂いております。その内容につきましては、右側の方をご覧頂きますと、交通の状況、希少動植物、歴史・文化、まちづくり、この4つのテーマで、皆さま方に議論を進めて頂いております。この4つのテーマは全て重要ですけども、やはりその全てのニーズを、100%満たすことは出来ないというようなことで、それぞれ、80点以上を目指していくというふうなお考えのもと、検討して頂いております。それぞれのテーマの重要性を最大限に尊重し、全体として調和の取れた望ましい整備のあり方としまして、この新たな道路計画案が相応しいという提言を頂いております。ただ、その際に2名の委員の方からは、時期尚早であるといったような附帯事項も頂いているところでございます。

その提言を受けまして、今年の4月9日に高知市長さんのご意見を聴くといったことも行っております。その要旨につきましても書かさせて頂いておりますけれども、「子供たちの安全・安心のために早期の整備が必要」とか、「環境・歴史の面で相当な配慮がなされた計画である」とか、「横堀公園のリニューアルも含めてまちづくりに取り組んでいきたい」といったようなご意見を賜っております。

県と致しましては、厳しい交通事情から、いつまでも結論を延ばすわけにはいかないというようにもございまして、まちづくり協議会からの提言や高知市の市長さんの意見を

踏まえまして議論の過程を、今一度再確認しながら、また希少種や掘割の保全方法についても、改めて議論をしました。

あと、事業認可の更新のことを考えますと、6月議会で一連の調査を行っていく、スタートをかける必要があるというようなことから、本日新たな決断をさせて頂いた次第でございます。原則と致しましては、新たな道路計画案に沿って、今後再開をしていきたいというふうに考えております。

次のページを開いて頂きますと、こちらの方に、対応の方針について書かさせて頂いております。

今回、その工事の再開に至った、最大の要因と致しましては、歩行者の安全確保が急務であるということでございます。危険な歩道、歩道が狭く通学児童が危険な状況にある、これらは否定できない事実だと考えておりますし、交通量が多く渋滞が発生し4車線が必要な状況になっている、周辺的生活道路が抜け道に利用されて危険な状態である、それから人口減少を考慮した将来交通量におきましても4車線が必要という見通しであるということ、さらに加えて周辺にマンション4棟が建設中でありまして、交通量がこの周辺に限れば増加の見込みがあるのではないかとといったようなことから、そういった道路交通の改善を図るためには歩道の拡幅を行い歩行者の安全を確保する、そして4車線化を行い、渋滞を解消し抜け道利用の解消、さらに地域全体の安全を確保していくというようなことを考えた次第でございます。

他方で多くの県民の皆さまから希少動植物への配慮というご意見はいっぱい頂いております。そのことにつきましては、10年以上ですね、新堀川の環境調査というのを継続して実施してきております。その結果、データが蓄積されたわけなんですけど、そのことによって2つの事がわかりました。

まず1つ目が、既に整備済みの区間、北側の4車線の完成済み区間でございますが、そちらにおいても希少動植物が生息しているということがわかりました。この工事完成区間の僅かな区間にもシオマネキやコアマモ、トビハゼの生息を確認したということ。それからですね、過去に造成した人工の干潟においてもシオマネキの生息があるというようなこと。それともう1つは試験的にですね、駐車場を撤去しておりますけれども、そういった、さらに日が当たることによりまして、今まで生息していなかったシオマネキやコアマモ、トビハゼを確認しております。そういったことで、日が当たることで今以上に希少動植物の生息環境が改善されるということも確認致しました。そういう状況の中ですね、新たな道路計画案というのは、駐車場の撤去や公園の切り込みを行うことによりまして、日の当たる面積を20%拡大する、それから希少種を保全するために干潟と水面を創出する、そういったことで、希少動植物に対して十分な対応がとれるのではないかとというふうに考えております。

3点目の、歴史・文化でございますが、これの配慮についてもとても重要な問題であるというふうに県としても考えております。新堀川は江戸時代初期に造られた水運の堀でございますし、周辺には歴史的な史跡が多く存在もしております。一方で、写真の下でございますが、駐車場の下の東側はコンクリート護岸に改変されている状況もございます。今回、その歴史的な史跡等の保全に関しましては、2点対応していきたいと考えております。

まず1つ目が石垣の保存でございます。石垣は、できる限り極力現在の位置で保存をしたいと思っております。ですが、やむを得ず、一部移設する箇所というのが出てきます。例えば希少動植物の配慮の観点から、横堀公園を切り込むといったところがございますが、そういった箇所、一部やむを得ず移設する箇所につきましては、元の位置に復元できるように記録を、しっかり残しておくということと、現地に元の位置、堀の幅の位置を、明示をするといったこと

に取り組んでいきたいと思っております。後、もう1つの対応点と致しましては、先ほどの駐車場下のコンクリート護岸につきましては、昔ながらの石垣に復元をし、また東側の新堀川沿いの市道につきましては歴史の道として整備を行うことで、歴史的景観を連続して再現すると。そういったことによりましてですね、歴史が語り継がれる魅力あるまちづくりを実現できるのではないかというふうに考えたところでございます。

続きまして、次のページをお願い致します。今回の道路の工事の再開に至った考え方の経過を説明したものでございます。

まず一番上に、現状というのがございます。狭い歩道、駐車場で覆われている区間がある、東側の駐車場の下はコンクリート護岸になっているというのが現状でございます。

歩道を拡幅して、まず歩行者の安全を確保するというためには、歩道を拡幅するとどうしても西側の石垣には影響が出てしまうということでございます。そこにつきましては、史跡への配慮ということで、出来るだけ現在の位置で保存をし、位置を道路上に明示したいというふうに考えております。それがステップ1でございます。

歩行者の安全を確保するんですが、やはりこの区間、交通量が大変多いです。ということで、車道を4車線化する必要がある。渋滞の解消、それから生活道路の安全性向上のために4車線化をさせて頂きたいということでございます。それにつきましては、自然環境と史跡への配慮でございますが、先ほど言いました、駐車場を撤去し水面を創出するという事、それからコンクリート護岸を江戸時代からの野面積みに復元をする。東側市道を歴史的風情を感じるような歴史の道として整備をするというような配慮を考えております。

その次に、今回の新たな道路計画の考え方の特徴としましては、道路空間以外にも目を向けるということがございます。先ほどの東側市道もひとつでございますし、もうひとつ横堀公園の切込みというところもでございます。今現在、横堀公園の前は、生物の主要な生息地、一大生息地となっております。それにつきましては、公園の一部を切り込み、水面や干潟を創出して自然豊かな自然環境を創出していきたいということでございますが、移動した石垣につきましては、江戸時代の野面積みに復元をする、また石垣の移動後も元の位置がわかるように杭などで明示をさせて頂きたい、というふうなステップを踏んだ、今回考え方をさせて頂きました。

6月県議会でお諮りをするわけでございますけれども、その内容と致しましては予算額として2億3900万円余りでございます。内容としましては、道路の詳細設計、干潟・水面設計、石垣設計、用地測量調査ということで、工事を再開するに当たりまして、前段となります調査・設計に必要な予算を、計上させて頂いております。

以上が、報告内容でございます。

司会：

はりまや工区の工事再開の判断に至った経緯や考え方についてご説明をさせて頂きました。

皆さま、何かありましたらよろしく申し上げます。これから工事再開に向けて取り組んでいくわけですが、何か、何でも結構ですので何かありましたらよろしく申し上げます。

有志の会の皆さんもよろしいですけれども、何かありましたら。

新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会（以下、有志の会） 森顧問：

このタイミングで発言しないといけないということでしょうか。

司会：

自由でいいです。

有志の会 井上共同代表：

後の方でいいです。皆さんが先に。

事務局：

まず皆さんにご感想をお聞かせいただければ、我々としては。

司会：

是非ですね、皆さんご苦勞をかけて提言頂いた案でございますので、何かご意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思うんですが。

橋田氏：

ありません。

坂下氏：

ない。

司会：

専門家の皆さんも何かございましたら。
お願ひします。

福留氏：

高知市都市計画課の福留です。

高知市からの意見ということで市長の方も、まず子供たちの安全・安心な通学路の観点ということからも早期の整備が必要ということで、意見を述べさせてもらっています。

今回、県の方の判断の中でも、高知県知事の方が、児童の安全が第一であるということですので、危険な歩道の解消に向けてですね、是非早期に工事の方を進めて頂きたいと思っております。

司会：

ありがとうございます。その他はありませんでしょうか。

西岡氏：

はい。

司会：

はい、どうぞ。

西岡氏：

提言の時にも言うたように、僕は地元の西岡ですけど、桜井町の西岡です。地元の西岡です。反対というか時期尚早と書いた意見というのは変わってないです。

今の時点では、まだ皆の理解が、行政の人を含めて十分になっていないので、今の時点でこういう提言、予算の2億何千万円を使うてやるというのは、時期尚早であるということを繰り返してまた言わせてもらいます。

司会：

はい、ありがとうございます。

田中氏：

私もそう思います。私もそう思いますので、西岡さんと同じ意見でございます。

司会：

地元の代表の皆さん、何かありますでしょうか。

小原氏：

旧中新町の小原です。町内会としてはですね、早く混雑を避けて、繰り返しになりますけど、工事を再開してもらいたいという意見でしたので、有り難いと思っています。早く工事を進めてもらいたいと思っています。

司会：

ありがとうございます。その他の皆さんも出来ましたら一言お願いしたいと、お願いします。

那須氏：

それでは、今日は協議会の会長ではなくて、元協議会のメンバーということなんですけれども。

協議会会長をやらせて頂いた立場から言うと、交通、希少動植物、歴史・文化、まちづくり、4つのテーマがあつてですね、それぞれ配慮しなきゃいけないという中で知事が今日、表明された。まず交通の安全が第一ということは理解が出来ますし、その中で私としては最大限その他のものについても配慮したと。当初の案よりはずいぶん議論して。

時期尚早という話もありますが、どこまでが時期尚早なのかはわかりませんが、今の時点で最善の案ということでまとめたということなんじゃないかというふうに思います。

県とか市の理解が不足しているとは思いませんし、この間非常に長い時間、議論した結果だということじゃないかというふうには思っております。以上です。

田中氏：

いいですか。

誰に聞いたらいいのかわかんないのですが、今日の会議ですが、委員の任期はこのはりまや一宮のまちづくり設置要綱の中で、委員の任期は、選任の日から選任の日の属する年度の3月31日までにするとありますよね。それと那須さんは、私は今でも会長かなと思っていたのですが、会長じゃないって言われていますよね。

これは、今日の会ってというのは協議会なのでしょう、一応。その辺はどのように判断したらいいですか。なんか、言いつ放しで終わるって言うのは。

司会：

今日は、協議会自体は現在存続をしておりますが、元委員の皆さまの任期はですね、昨年度の末で切れておりますので、今日は提言をとりまとめて頂いた、ご苦勞をかけてとりまとめて頂いた元委員の皆さまをお呼びしてですね、今回、県が判断した結果についてご報告をするという会にするという位置づけにしております。

当然、これから今後工事に入っていきわけですので、それに対するご意見なんかもですね、頂ければというふうに考えております。

西岡氏：

と言うことは、今(マイク)入ってますかね。何というか、協議会自体は本年度もやっていくという、やるつもりでございましたけど、なんか今聞いたら元とかなんとか聞きよってよくわからんですがね。新たにその委員とかもう一回選任し直すということですか。

事務局：

協議会自体はですね、存続をさせて頂いております。

ただ、先ほど言われたとおり要綱には任期がございますし、委員の皆さま方を選任させて頂いておりますが、言われたとおり、年度末で終わっております。

これから、この議会で色々ご審議を頂きまして、予算が可決されましたら、新たな道路計画を反映した設計に取り組んでいくために、この協議会をきちんと要綱を改正しまして、委員の皆さま方の選任をさせて頂きまして、どういった形になるかにつきましては、これから検討させて頂きたいと思っておりますけれども、新たなスタートを切らせて頂きたいと思っております。

司会：

はい、その他ありませんでしょうか。

大野先生、高橋先生、是非今後工事をする際にアドバイス等ございましたらお願いしたいんですが。

田中氏：

もう一ついいですか。

大野氏：

先どうぞ。

田中氏：

いやいや、どうぞ。

大野氏：

要望というよりか、個人的な希望なのですけれども、高齢で工事現場には行けないのではと思いますが、工事が始まりましたら、その結果を、年に1回くらいはどのような状態なのかが知りたいなという要望があります。そういう時には、また声を掛けてほしいということで。

この報告書に関しては何も言うことはありませんので、進めて頂いてありがたいと思います。

司会：

ありがとうございます。

高橋氏：

平成 20 年から続けてきました環境調査、これは今後も継続されるということによろしいですか。

事務局：

今回の新たな道路計画案を進めていくに当たりましては、やはり希少動植物の保護・保全が一番大事なことだと思っておりますので、この環境調査につきましては、シオマネキの生態・生息調査を含めまして、今後も進めていきたいと思っております。

高橋氏：

大事な事だと思います。是非お願いします。

司会：

はい、ありがとうございます。

田中氏：

いいですか。それに関してですが。その調査ですけど、これはオープンになるのですか。まずそれが一点です。

毎年やるのですか。それと、平成 13 年に割と大規模な調査をやっていますよね。あの規模でやるってということですか。その辺ちょっと教えてほしいのですけど。

事務局：

希少動植物保護条例にも記載されておりますけれども、開発工事を行うに当たりましては、その生態系への負荷をなくす必要があるというか、その前に、恐れがある場合は、調査を十二分にすると。調査をした結果、負荷を与えるようなことがありましたら、それを回避するように努めなければならない。回避をすることがどうしても出来ない場合は、軽減するように努めなければならない。という条例に則りましてですね、今回工事を再開することになりましたら、もう一度、生物調査から始めたいと思っております。

田中氏：

すみません、それ、オープンになるのですか。結果はオープンになりますか。生物調査の結果は。

事務局：

オープンと言いますか、まちづくり協議会の今後の進め方についても、当然、環境の、自然環境の専門家の方に、アドバイスを頂いて進めていく必要がございます。

先ほども、途中途中の経過説明をして頂きたいというお話がありましたが、そういった場を

使いまして、環境調査なんかについても報告させて頂きたいと思っております。

田中氏：

県指定動植物、ちょっと今名前忘れたのですけれども。それが2種生息していますよね、ここ。それ、かなり動かすのは大変だと思うのですけれども、保護条例から言いますと。その辺を全部オープンにして頂けるわけですよね。もし動かすとしたら。

事務局：

希少動植物の保護・保全に関しましてはですね、まずはその専門家の方にアドバイスを頂きながら、どういうふうにすれば一番望ましいかという事を、確認しながら進めていきたいと思っております。

田中氏：

もういっぺん、しつこく聞きます。

かなり本当に希少種保護条例に入っている県指定の動物をもし動かす場合、保護条例ではかなり難しいのですがね。私らやったら、どうやっていいかわかんないくらい難しいです。それを全部、オープンにして頂けるわけですね。

例えば、捕獲した後、どこかで飼わなければならないという条項があったように思うのですけども。

そういうことを含めて全部オープンに、たとえば殺してはならないとか、そういう事をして頂けるわけですよね。

事務局：

保護条例に当然則る必要はございますが、一方で、そういう希少種の分布状況については、一定、そのどう言ったらいいのでしょうか、オープンに出来ない部分も、捕獲の恐れがあるとかですね、といったこともございますので、そのあたりについては環境のサイドと、協議をしながら進めていきたいと思っております。

田中氏：

シオマネキ、具体的に言うとシオマネキとトビハゼなのですけれども、それらオープンに出来ない部分があるのですか。

事務局：

捕獲の恐れと言いますか、その特定の場所を分布の場所を、お知らせすることは、条例上出来ないことになっておりますので、そのあたりは注意を払ってですね、進めていきたいと思っております。

田中氏：

いや、ちょっとわからなかったのですが、捕獲の場所っていうのは新堀川の工事区間でしよう。

事務局：

すみません。移植先をお知らせしてしまうとですね、希少種を持って行かれたりする恐れがあるんで、そういうのはちょっとオープンに出来ない部分があると、そういう事です。

田中氏：

シオマネキに関しては、浦戸湾に生息している地域にどうせ動かすのだろうと思うから、それはもう全部オープンにしてありますよね。

事務局：

地区名についてはオープンにしておりますけれども。この調査結果ですね、例えば、どこそこの地区のどこ、具体的に言えば地図と言いますか、場所まではですね、お示し出来ないことになっておりますので。大きな意味では、当然オープンにしていきたいと思っておりますけれども、そのあたりは環境部の方と連携をしていきたいと思っております。

司会：

よろしいでしょうか。

西岡氏：

ちょっと教えて。

あの前にも言うてましたけどね、歴史と文化と言うてますよね。

確かに歴史の説明、歴史については説明があるけど、文化はないがやないです、この中に。文化とは何かということ島田さんはどう考えています。

文化のことは書いてないでしょう、ここへ。文化に対しての配慮というか、歴史はその文化の中に含まれるかもしれんけどよ。文化というのは結構大事ですがね。けどこの中に文化のことを語ってはない。

大野氏：

歴史・文化っていうのは、熟語じゃないでしょうかね。

西岡氏：

全然違います。

大野氏：

違いますか。

田中氏：

文化の中に歴史が含まれると思った方が良くないですか。歴史の中に文化が含まれる場合もあるかもしれないけど、文化の『中』にと、『一緒』とは違いますよ。イコールじゃないと思えますよ。

事務局：

歴史と文化の明確な違いというのは、ここには表記はしてありませんが、新堀川界限には、歴史的な史跡と言いますか、岡本寧浦さんの塾の跡地とか、中江兆民通りとか、そういった周

辺の歴史的な史跡を大切にしていって、それらを活かしたまちづくりと言いますか、歴史が語り継がれる、地域全体としてそういった取り組みを進めていきたいと思ってます。

西岡氏：

それは歴史の話であって、文化の話ではないですね。文化というのは、現代にも文化はあるわけで、そこな辺の事をもっとわかりやすく、一般向けにわかりやすく。

事務局：

すみません、今ですね。

田中氏：

すみません、どちらの方ですか。

事務局：

事務局です。事務局、土木部の副部長の森田と言います。

今、話がありました、歴史を感じさせるまちづくり、それによって醸し出される情緒ある風情、こういうものが文化ではなかろうかというふう考えております。

西岡氏：

それは文化の一部ですわね。現在の営みと、そういう生活しゅうというがも含めたら文化やと思います。その事についてが全然これに書いてないけどよ。あくまでもそれは歴史の話ですわね、歴史は文化の中の一部やないですか。

事務局：

そういう歴史的な情緒を、残してそういうまちづくりを行っていくことが、ここの界隈の文化というふう考えています。

西岡氏：

それは文化やなくて歴史のことを語りゆう。文化とはということ。文化って何です。これは結構、大事な事やないが。

今田氏：

かまいませんか。

西岡さん、ちょっとその文化について説明しちゃってくださいよ。どういう事か。

西岡氏：

文化とは過去のことも歴史のこともあるけど、現在でも色々、自分らも生活してますわね。それらも含めて、言葉になってないけど行動したり色々なものを含めてが文化ですよ。

今田氏：

そういう事で。

坂下氏：

何が言いたい。何を言いたいがで。

西岡氏：

あなたには聞いてないです。

これにそれを書いてないということを言いたい。歴史の事は書いておって文化の事を書いてない。

伊藤氏：

ここに書いてないと勝手に言われなね。ここへ書いてあることそのものも文化のことなんじゃないか、やっぱり文化とは書いてなくても書いちゅうがじゃないですか。私はそう思って見ていました。

何か、理屈のための理屈を述べようみたいな。文化って何かって、文化っていったら、自然に働きかけて人の役に立つものが全部文化でしょう。だから、そんな事を私はここで言う必要はないんじゃないですかと思います。

西岡氏：

それはあなたの意見。

伊藤氏：

ええ、そうですよ。

今田氏：

これは、ちょっと待って下さいね。

今日のこの会、また手前へ戻って、協議会のときと。この会は全員が賛成するわけがない。初めから、スタートのときから。

それで、提言をまとめて、会長が持って行って出したと。2人の方が反対で、後は皆さん賛成になって。

それで今日の会をして。そこでこれから、もう工事に移ろうとしている中で、あなた達の言いゆうがは、手前の会のときの。もうその話は済んじゅう、一応は。ここから先は、道路を造り始めたときに、どういうふうにやっていくか。この提言にまとまったことはきっちりやってくれるかどうか、そういう話を前向きにしていかな、また元に戻って反対2人の意見だけが、この中で大きくされるのは、ちょっとおかしいと思いますが。

西岡氏：

それは今田さんの意見ですよ。

今田氏：

もちろん。

西岡氏：

私は、こちらの行政の人に聞いたがですわ。答えて下さい。

歴史の話はもちろん、文化の中に歴史は含まれるけれど、文化とは何かということ。

事務局：

いいですか、土木部長の福田です。

文化って、今調べてみると、用語としては、社会を構成する人々によって習得・共有・伝達される行動様式、ないしは生活様式の総体というふうに書いています。だから、この積み重ねがある意味、歴史になるんじゃないかなと思っております。

ですから、ここでいうと、例えば水運をしていたこの堀が今でも残っているっていうのは、まさに江戸時代の生活様式を残すものを、今我々は大事にしていこうと。これは、江戸時代の文化を大切にしていこうという意識の表れではないかというふうに考えています。これはひとつの事例でございますので。

司会：

はい、よろしいでしょうか。

有志の会の皆さまも何かありましたら。

有志の会 井上共同代表：

今日は、それこそ今年一年かけて行われています「高知お城下物語2018」という事で、案内人は土佐史談会の会長であります宅間さんの企画になっています。私、残念ながら参加したことがないのですが、毎回大人気だそうで、なかなか入るのが難しいというふうに聞いております。っていうのは、私の話の中で宅間さんの事が出てきますので、最初にちょっとご存じない方もおられたらと思ひましてご紹介させて頂きたいというふうに思います。

私の発言は、書面によって皆さまに配布しておる文章ですので、読み上げる形で提言したいというふうに思います。まちづくり協議会での意見陳述(案)ってありますけども、(案)をのけて下さい。

今日は、まちづくり協議会にお招き頂きありがとうございます。「有志の会」の共同代表として、一言発言をさせていただきます。

「1 新堀川の歴史的価値」について。

まちづくり協議会では、新堀川の歴史的価値、歴史遺産としての意味を問うことをしていません。あるのはただ、「掘割などに配慮し、専門家のアドバイスをもらった」という言葉だけです。有志の会の賛同人の1人、出原恵三（元高知県埋蔵文化財センター職員）さんは、「新堀川は高知城の堀と同じく、城下町の外堀の一部であり、400年という長きにわたり、当時の状況のまま残っている、ほかに代えることのできない歴史遺産である」という意見を述べています。歴史好きな方なら見たことのある当時の絵には、運河としての役割を果たす新堀川が描かれています。協議会資料にも載っていました。この歴史遺産に対して、歴史的価値という角度からの検証を加えないまま、提言どおりに堀を破壊することになれば、後世の世代からどのような批判を受けるのか、私には想像がつかえません。必ずや、この協議会の議論が読み返され、誰が、歴史的な暴挙とも言える役割を果たしたのかが問われるときが来ることを今日指摘しておきます。我々有志の会は、歴史遺産の破壊に対して、断固として反対の立場をあらためて明確にしたいと思います。

「1 協議会運営の問題点、高知県土木部の責任」について。

最大の問題点は、高知県土木部、及び尾崎知事の姿勢にあるというふうに思います。まず、

高知県土木部は、事務局として議論の前提を整える立場にありました。しかし、今述べたように、新堀川の歴史的価値を考慮し、その価値を判断できる専門家を委員に入れることもなく協議会を運営し、結果として掘割の破壊という判断が下されてしまいました。400年の歴史遺産を後世に伝えることの重要性は、誰の目にも疑いようがありません。しかし、今回の県案で歴史に配慮とあるのは、「専門家のアドバイスを頂いた」ということだけです。一昨日、県にアドバイスをした、この宅間一之先生（土佐史談会会長、有志の会の賛同人でもあります）に、県へのアドバイスの真相について尋ねてみました。「県からの要請にて、どうしても、堀を壊さなければならない時として、その場合のアドバイスをしました。しかし、歴史の専門家として、今回の新堀川の道路拡幅に反対です。」と、歴史遺産の破壊には、手を貸すつもりはない旨を述べられていました。つまり、宅間先生のアドバイスのもとでも、遺産の破壊とレプリカの作成という案には、県の言い分である「掘割など歴史に配慮」ということにはなり得ないということです。このことをごまかすため、宅間先生の肩書を利用し、アドバイスを頂いたので歴史に配慮したというのであれば、県土木部による情報コントロール、すなわち協議会の委員をだまし、県民をもだますやり方であるということを指摘しておきたいと思います。同時に、協議会会長である那須さんも、歴史の専門家の意見を聴く要望があったにもかかわらず耳を傾けなかったことで、その姿勢が問われると思います。そして、歴史好きで知られる尾崎知事におかれましては、もはや言い逃れのできない知事判断を下したわけであり、今回の道路拡幅において、新堀川の歴史的価値を軽視していると言われでもしょうがないのではないのでしょうか。なお、6月議会の開会は少し先ですので、歴史好きで幕末維新博を推し進めている知事のことですから、今からの訂正も英断として、拍手喝采で広く県民に受け入れられるのではないかと思います。

「1 これからの見通し」について。

世界の流れに逆行した暗渠化、蓋をするですね、という工事。そんなに簡単に進むものでしょうか。例えばソウルの清溪川（チョンゲチョン）のように、暗渠から川に戻すことが今世界中、世界各地で行われています。今回は、まして歴史遺産です。歴史遺産についての工事は、工事が始まってから、大きな批判が巻き起こります。青森の三内丸山遺跡は、野球場とする工事が中断されて保存されたものです。これ、今歴史遺産の他にも世界遺産になっていると思いますけれども、同様の例はたくさんあります。高知県は自由民権運動の発祥地らしく、悪政には言論によって、これを打ち破っていくという歴史と伝統を持っています。県詩は「自由は土佐の山間より」です。計画途中で断念に追い込むことに力を注ぎますが、工事が今回強行されたとしても、将来、再び川に戻すという議論が起こることは疑いようがないものです。有志の会としては、いらぬお金をかけずに、新堀川の魅力を活かすことで、外国人観光客をはじめ、高知の魅力を発信する川であることを願ってやみません。

2018年6月15日、新堀川を考えるOB・OG有志の会、共同代表井上淳一。以上です。

有志の会 森顧問：

続きまして、有志の会の顧問をしております、森明香と申します。発言の機会を頂戴してありがとうございます。

私からはですね、皆さまにお配りしている「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」、これは国土交通省道路局が作成しているものです。恐らく那須会長もご存じじゃないかというふうに想像しております。全体を持ってくるとちょっと多いので、一部分だけ持ってきています。その5枚くらい後に、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイ

ドラインの概要」という、これは国土交通省が出しているものです、これを配布しています。そちらの手続きなどと照らし合わせてですね、ちょっと問題があったのではないかとということと、何を今後こちらが要望するかということについて発言をさせて頂きたいと思います。

本日の記者会見にて尾崎県知事は、新堀川に隣接する都市計画道路工事の再開決定を明らかにしました。今回の判断は、高知城下町のシンボルであり、市街地にありながら県条例に基づく指定希少野生動植物を含む生態系の生息域となっている場所を破壊する工事計画について、定員を設けず参加者に発言の機会が確保されるといった形の開かれた説明会などを通して県民・市民の見解を問う機会を設けることもなく、有志の会や反対の声をどのように検討したのかあらかじめ示さぬままに、再開の判断がなされたというふうを受け止めております。これは、将来に禍根を残すと同時に、悪い意味で歴史に残るものと申し上げねばなりません。

まず、情報提供及び住民参画に関する手続き面での問題についてお話をしたいと思います。お配りしている、これは一部なんで、皆さんほぼ熟読なさっていると思うんですが、必要があればグーグルなどで検索して頂いてじっくり全部ちゃんと読んでいただければと思うんですが、道路局より、より良い道路計画作りのために都道府県にも適用を推奨されている「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」、最初にめくって頂いた4ページの一番下に、「都道府県でも本ガイドラインを参考とすることが望まれます」というふうに書かれているんですが、これにはですね、「透明性・客観性・合理性・公正性を向上させ、構想段階の道路計画をより良いものとするための“双方向コミュニケーション”を実現するための具体的な在り方や検討手順、標準的な検討手順」というふうに書かれておりますが、手続きについて定められているものです。

次のページをめくって頂くと、実施に当たって留意すべき事項というものが4つ、4章「コミュニケーションプロセス」というところの冒頭に書かれています。

「1 計画検討手順やコミュニケーションプロセスの進め方について、住民・関係者等と共有されていること」、「2 住民・関係者等への積極的な情報提供が行われ、透明性が確保されること」、「3 住民・関係者等との双方向で実質的な対話機会が十分に確保されること」、4 住民・関係者等からの意見・質疑に対し、真摯に対応すること」が留意すべきであるというふうに明記されています。くわえて自治体は、協議・調整を行う立場であると同時にですね、コミュニケーションプロセスの手続きを支援し協力する役割が期待されております。実質的な意見を把握し交換する、意見交換をすることのできる手法を選ぶことであつたりだとか、説明会などの形でフィードバックをすることですね、決まったことであつたりだとか、これについてどう伝えていくかということ、フィードバックをすることで双方向コミュニケーションを構築し、より良い計画に資することが求められているというものです。例えば、どういう形、適切なコミュニケーションだつたりだとか、双方向コミュニケーションとはどういうものかということについても、この後の方についている「公共事業の構想段階における～」の方の概要の方にも書かれておりますので、そちらをご覧頂ければと思います。ガイドラインの概要の方の2ページ目に、住民の方々に対して理解を、行政にはアカウントビリティが義務づけられているので、どのような立場の方々にもきちんと情報提供を行うべきであるかであつたりだとか、その次のページにコミュニケーション手法の例ということですね、どのような形の方向性の具体的な手法で意見を集めたり組み合わせたり改善・反映したりすることが期待されているかということも書かれているのが、ご覧頂ければすぐにおわかり頂けるかと思ひます。

では、翻ってですね、今回の、この都市計画道路はりまや町一宮線（はりまや工区）はどうだったかという事なんですけれども、この計画をめぐるのは、まちづくり協議会による提言に

至るまでの間に2回にわたるパブリックコメントを行い、5回にわたって協議会で議論をした上で、最善の案として新しい道路計画を策定したと、提言でされています。ただ、この場で行われた手続きは、今お示ししています、国交省でも「都道府県はこれに則って進めるべきだ」という形で策定されているプロセスガイドラインに反するような手続きやあり方も含まれていたことを、指摘せねばならないというふうに考えております。

例えばですね、第2回パブリックコメントでは、事務局が、校区のうち、周辺9町内会のみ、協議会資料を10部、町内会長を通じて積極的に意見を聴取するというをなさいました。一方ですね、積極的にそういった形で一部の方々に聴取するという努力をなさっているんですけども、周辺地区にお住まいながら、町内会に所属されていない方々であったりだとか、道路が隣接する小学校の関係者に対して、同じように積極的に意見の聴取を行うということはなさいません。私たちの聞き取りの限りですね、回覧板などを通じての広報などなされたということも伺っておりません。これらの行為の正当性というのは、ガイドラインに照らし合わせた時にどのように説明されるものなのかということは、是非とも伺いたいというふうに思っております。また、県指定の希少野生動植物を含む生態系の保全をめぐるっては、協議会が開催されていたときに、希少野生動植物保護条例第32条に基づき知事が委嘱していた「希少野生動植物保護専門員」から、何かしらの意見聴取を行なったという形跡は見られなかった。有志の会案にもですね、ご賛同くださった方々の中には、保護専門員として委嘱されていた方もおられるんですけども、また専門員の方々のお仕事というのは、同条例施行規則第30条でも規定されていますが、事務局は協議会の場でこれらに関する情報提供を自ら積極的に行うということは、なさりませんでした。さらにですね、道路計画をめぐるっては、交通の状況・野生動植物・歴史文化・まちづくりを協議会自身が重要な論点としながら、歴史文化の専門家の意見は事務局が開き取ったものを報告するのみでしたし、まちづくりや交通の状況についての専門家による議論は皆無といった状況のまま、協議会の運営は進められていったというのは、何度繰り返しても変わらない事実としてあると思います。

くわえて、客観性の面での問題も指摘させていただきます。協議会の学識者委員には、生物学の専門家はいるものの、新堀川自然環境観測・検証専門委員会と同様のメンバーのみであり、検証結果の客観的評価がなされているとは言い難い状況のまま進められたと指摘せざるを得ません。専門的に取り組んできた者同士が異論を交わし議論を深めていくことで問題点が明らかになったりだとか、新たな知見を見出していくことは、学術にとって必須です。これは私自身そのように教えられてきましたし、研究者の世界では当然のことです。

これらの疑問はですね、有志の会としても繰り返し申入書などで指摘してまいりましたし、これらの行為における正当性や公正性といったものがどのように説明されるものであるのかも繰り返しお尋ねしてまいりましたが、県は真正面から受け止めて答えてはくださらないまま、今のように至っています。これらを鑑みた際にですね、果たしてこのガイドラインに記されているような、住民・関係者等への積極的な情報提供が行われたのか、双方向での実質的な対話機会が十分に確保されたのか、意見質疑に対し真摯に対応していただけたのかと、そういった疑問を払拭することができないというふうに考えております。

続きまして高知県への要望です。私は請われて、新堀小学校のOB・OG有志の方々からなる団体の顧問をしております。これは、第1回パブリックコメントがあった際に、地元の方であってもパブリックコメントが募集されていることを十分に知らされていない事実を知ったということがありました。その状況に対してですね、私はやはり非常に重要な場所だと思うので、広くみんなの意見を集めて十分に議論した上で決められていってしかるべきではないか、とい

うふうに思っていました。そういったタイミングで、声をかけられたというようなことがありました。なお、その実質的な認知度を高めることが必要であるということは、プロセスガイドラインの24ページにも明記されています。

有志の会の顧問を引き受けてからですね、地元の方のお話を伺う機会に恵まれました。そのたびに、表立って何かしら声をあげているとかそういったわけではなくてもですね、新堀川や、道路計画では削られる横堀公園への地元の方々の思いの深さを感じ入るものが非常にあったということがあります。くわえてですね、顧問をするにあたって、新堀川の歴史文化についても私自身学んでまいりました。そうした中で、江ノ口川と繋がる新堀川は、かつてドブ川であったものの、高知パルプ生コン事件が生じた後に、長い年月をかけて生態系が回復してきたものなのであるということを知りました。また、城下町時代の外堀を今日に伝える場所は新堀川にしか、今はもう、戦災を免れて、開発も免れてというようなところはあそこしか残されていないということですね。たとえ削るのが一部だけだったとしても、歴史学の専門家や都市研究の方々から言わせれば、「歴史的遺産の破壊以外の何ものでもなく、愚行である」ということも教わりました。

先日ですね、私が研究者として個人的にお話を伺う機会に恵まれた藤塚吉浩先生、かつて高知大学におられて今は大阪市立大学で都市再生について教えておられます。「描かれた高知市」という、あの高知市史の絵地図を編まれたお一人でありますし、高知市都市計画マスタープラン策定委員会委員長や土佐橋地区交通結節点改善事業施設検討委員会副委員長を務めておられた方です。その方に個人的研究者としてお話を伺った時にですね、「歴史的建造物である新堀川については、もう80点とかそういったことはない」んだと。「残すか、残さないかということしかない。いくら偽物をつくっても、歴史的建造物を残したことにはならない。」ということ仰っておりました。くわえてですね、本日、私が発言する機会を頂けるということ申し上げた時に、「こういったことを言っていたということ伝えて下さい。」とも言われました。近江八幡に八幡堀という所があります。1960年代、かつてですね、ドブ川で生活排水なども流されてドブ川になって埋められるというようなことに危機に瀕したお堀なんですけれども、でもこの近江八幡も、近世から藩政期の様子をよく残したお堀だったそうで、その時青年会議所にいた方が、後に市長になられますが、ここを埋めてはいけないというふうに運動を展開なさっておられたような所だそうです。で、この「八幡堀を蘇らせた川端五兵衛元市長のことば、「堀は埋めた瞬間から、後悔が始まる」ということを、とても重要な参考にするべき事例だと思っているということをお伝え下さい。」というふうに言付けを頂いておりますので、ご紹介を致します。

高知県がなすべきことはですね、新堀川を破壊する4車線化工事の再開ではないというふうに考えています。長い年月の中で、かろうじて残された歴史的遺産や、回復してきた街中の希少種を含む生態系の生息域を広く県民・市民とともに守り、次世代に繋げていくことこそ、現在の高知県が果たすべき役割であると考えています。

また、私も研究者の端くれとして、この工事がどんなふうになっていくのかを注視していきたいと思っておりますし、どなたが新堀川工事再開をお決めになったのか、誰がどのような立場から提言をまとめあげられたのか、この後さらにどうなっていくのかというようなことを、しっかり研究論文として記すことですね、後世への教訓として残していきたいという思いも持っております。以上です。ありがとうございました。

今田氏：

はい。

司会：

はい、どうぞ。

今田氏：

この会は何。何事ですこれは。向こうの二人の方に、反対派の、こんなに時間取らして。

7時半にはもう終わると言った会を、ほとんどがあの人二人の、あの先生の研究しゆうことは私らどうでもかまいません。知りません。それを言うならあなた方、

有志の会 井上共同代表：

それは歴史の、歴史が決めることなんです。

今田氏：

ちょっと待って下さい。

有志の会 井上共同代表：

あなたがやった事がどうなのかは、歴史が判断することなんですよ。

今田氏：

だから歴史に判断してもらったらえい。私がやったって。

有志の会 井上共同代表：

あなた賛成してこれ作ったわけでしょう。あなたが、

事務局：

ちょっと待って下さい。発言は控えて下さい。はい、どうぞ。

今田氏：

あなたがそんな個人的、あなた等僅かな人間が反対して、この会一回済んだんです。提言して、しなかったものをこんなにあなた方に。県の方に聞きたい、どうしてこんなに時間を与えるが。時間がない言いゆう中で会をしゆうのに、自分たちで書いてきたものを読んでもらって、どこやらの県で堀川のことを何とかかんとか言われたって、ほんなら私らの周りにおる町内の方、賛成の方、賛成の方を何かちょっと馬鹿にしたような言い方と私は感じましたがね。運動せんずつに何かだまされて賛成したみたいな感じでおっしゃる。

有志の会 井上共同代表：

いや、個人攻撃になりますので僕は言いたくないんですけど、私ども、会って話をしましたよね。

今田氏：

しましたよ。

有志の会 井上共同代表：

周りの人からどうやって意見を集めたか。

今田氏：

え？

有志の会 井上共同代表：

周りの人からどうやって意見を集めたかっていうことについてお話しましたよね。

司会：

井上さん、発言はもう結構でございます。

橋田氏：

個人攻撃したくないいうて言いますが、この文章を見たら僕らの議長で司会者として進めてくれた那須さんのことを、那須先生のことを、こんなに耳を傾けなかったとか、その姿勢が問われるとか、そういうふうなことはここでは言うべきではないというように思うんです。

伊藤氏：

そのとおり。

有志の会 井上共同代表：

私は記録に、記録に残るようにあえて言いました。

橋田氏：

いや、あえて、だから言うべきではないと言いゆうがです。

有志の会 井上共同代表：

意味がわかりませんけど。

橋田氏：

意味がわからんのは、こっちがわからんですよ。

有志の会 森顧問：

すみません、事務局の方で交通整理していただけませんか。

事務局：

今回、OB・OGの有志の会の皆さま方にここにご出席頂いたのは、第4回、5回目です。貴重なご意見を頂いて、ここで議論をさせて頂いたので、皆さまに入って頂いてご報告をさせて頂き、コメント等頂きたいということでご参加を頂いた次第でございます。

ただ、今回頂いた意見の中で、それぞれのお立場がございますので、意見が平行線をたどるところも当然これまでもありましたし、今もあるとは思いますが、それは致し方ないと私も思っ

ております。

ただ、今回最初に意見陳述という形で頂いた中で、県土木部による情報コントロールですとか、協議会の委員をだましたと、県民をだますですとか、もしくは協議会の会長の那須先生に対するこういった記述については、我々としては非常に不本意でございます。これについては、委員の皆さま方に失礼に当たるのではないかと私は思います。

司会：

はい、すみません。

今、うちの部長から申し上げた通りでございます。本日は一時間を目処に開催というようなことだったので、そろそろ終わりにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

田中氏：

すみません、ちょっといいですか。

司会：

はい、最後にどうぞ。

田中氏：

今日の会議ですけど、私が知ったのは水曜日ですよ。電話で。水、木、金、今日2日後なのです。

その時に、資料はあるかってお伺いしたら、「資料はありません。」と。それで今日のこの報告会の報告資料は、見て何か言ってくれという話ですけども。これを何か言おうと、今見てすぐ何か言うって言うのはね、かなり問題じゃないかと思いますよ。

前回の会も、なんか急遽設定されたみたいで、そういうことが2回続いているのですよね。そんなに急がないかん問題なのですか。私、よく分からないのですけども。だからその辺あれですね、もし協議会を続けるっていうのであれば、次回、私は入らないと思っておりますけども、それにはちゃんと配慮していただきたいですね。

だって私がかたままね、いなかったらどんなになったかという。昨日の午前中に電話頂いたのですよ、昨日じゃない、失礼、一昨日の。私、ちょうど電話が取れる状態にありましたので。私が電話を取れない所で、携帯電話が繋がらない所における可能性があるんですよ、時々。その時に、ですね、後で知ってもその時分かったとしても翌日。昨日の今日みたいな話になりかねないのですよ。その辺はね、ちゃんとしてほしいですよ。ちゃんとしてほしいっていうのはもうちょっと、せめて10日ぐらい、間を空けてですね、こういう会をするのだったらやってほしいっていうのがあります。

それと、かなり素朴な質問なのですが、県知事、今日の新聞報道で、子供を守らないかんと言われてますよね。それとあと、市役所。市長さんも、子供たちの安心・安全って言われてますよね。だから工事するのだと、言われてますよね。それで新聞報道を見たら、完成は23年度とかって書いております。今から5年先じゃないですか。この子供たちを守るっていうのは5年先で良いのですか。今、今、今、今、先にやらないかんのやないですかと、私素朴に思ったのですけど。それをやってからでも何でもね、そちらされたら良いじゃないかと私は思うのですけど。私は、4車線化が良いとは思いませんけども。先にやることっていうのは子供たち、県も市も子供を守りたいって言っているならば、スクールゾーンを作るなり、何するな

り、とにかく子供たちの安全性を、ですね、先に配慮すべきじゃないかと私は思います。以上です。

事務局：

今、お話を頂いたように、水曜日にご案内をさせて頂いたのは本当に急で申し訳なかったんですけれども。この今回の資料、公表するのが今日でございましたので、それまでは、オープンにできなかったという事情もありまして、今日お配りをしてその場でご説明をさせて頂きました。

ですので今日、田中委員が、今日来られなければ、我々が伺って直接個別説明、ご説明をして、そこでコメント等を頂くというやり方というふうに考えております。

また、子供たちの安全につきましては、まさにおっしゃるとおりでございまして、これは待たなしの問題でございます。

ただ、安全の対策というのは、ここのはりまや工区の歩道を拡げるだけではないという事も確かでございますのでそれは当然、警察も含めて、対策をしていかなければならないと思っておりますけれども、ここのはりまや工区の歩道が使えるようになるのは別に5年先まで待つて頂くといったことには多分ならないと私は思っております、どこの工区から、この280mの区間のどこの所からやって行くかっていうのはこれから検討して進めていくわけでございますけれども、この歩行者の安全の問題が出来るだけ早く解決出来るような工事のやり方というものを検討してまいりたいと考えております。以上です。

----- 閉会 -----

司会：

はい、先ほどの話の内容等、失礼があったことはお詫び申し上げます。

以上をもちまして、今回の報告会を終わらせて頂きます。本日は誠にありがとうございました。